

北海道立向陽ヶ丘病院院内感染対策指針

平成19年7月1日制定

1 目的

この指針は、北海道立向陽ヶ丘病院における院内感染の予防及び集団感染事例発生時の適切な対応等、院内感染対策に関する事項を定め、院内感染対策の必要性及び重要性を全部署及び全職員に周知徹底し、院内共通の課題として積極的取り組みを行うことを目的とする。

2 定義

(1) 院内感染

病院環境下で感染・発症した全ての感染症を院内感染といい、病院内という環境がなければ発生し得ない感染症を指す。

(2) 院内感染の対象者

院内感染の対象者は、入院患者、外来患者の別を問わず、見舞い人、訪問者、医師、看護師、医療従事者その他の職員、さらには院外関連企業の職員や実習生を含む。

(3) 発生要因と集団感染

院内感染は、その発生機序から、内因性感染と外因性感染に分けられ、内因性感染は、感染者自身の要因により起こる感染で、外因性感染とは医療従事者、医療処置、医療器具や病院環境による感染をいう。

このうち、外因性感染は、集団感染につながり得る重要な発生要因である。

3 院内感染に関する基本的考え方

院内感染対策で最も重要なことは、院内感染を未然に防止することであり、患者さま、職員、来院者等への感染機会を可能な限り最小化することを第一義とする。

院内感染予防に当たっては、標準予防策(スタンダードプリコーション)の観点に基づいた医療行為を実践する。

院内感染が発生した場合、速やかに補足、評価し、感染の拡大と終息に努める。

4 院内感染対策のための体制

当院における院内感染対策の体制は次のとおりとする。

(1) 医療安全管理委員会院内感染対策部会

医療安全管理委員会院内感染対策部会(以下「感染対策部会」という。)は、院内感染対策に関する病院全体の活動方針・感染対策事業の決定など、長期的な感染対策の検討機関とする。

感染対策部会の組織等の詳細については、医療安全管理委員会設置要綱及び感染対策部会設置要綱に定めるとおりである。

(2) 感染対策チーム(ICT)

感染対策チーム(ICT)は、病院長直属の組織として、当院における具体的・実践的感染対策を実行する。

院内における感染情報を一元的に管理し、サーベイランス情報として医療安全管理委員会に報告する。

重要感染発生時においては、可及的速やかに対策を立案し、病院長の指示の下に実践する。

(3) リンクナース

看護部門感染対策委員会であるリンクナースは、感染対策チームの構成員であり、看護部門での感染情報を感染対策チームへ定期的に報告する。

5 感染症の発生状況の報告に関する基本方針

感染情報は、各部門からの情報提供により感染対策チームで一元的に管理され、その集計結果は、定期的に評価・提言とともに院内周知され、病院長に報告される。

なお、感染情報とは、次の事項を指す。

- (1) 感染症発生状況
- (2) 病原細菌検出状況及び病原細菌感受性動向
- (3) 耐性菌発生状況
- (4) 抗菌薬使用状況
- (5) 感染リスク保有者

6 院内感染発生時の対応に関する基本方針

院内感染のうち、通常の入院者の感染発生については担当医師による治療となるが、重要病原体の検出・高度耐性菌による感染、感染性が強く集団感染が危惧される感染症については、担当医師、発生病棟、臨床検査科等から直ちに感染対策チームに報告され、感染対策チームは、速やかに原因究明、状況分析等を行い対策を立案し、病院長に提言する。

緊急を要する感染事例については、病院長指示の下、感染対策チームが対策の周知及び実践を行う。

7 院内感染対策に関する職員研修についての基本方針

- (1) 院内感染対策部会は、病院全体の感染対策に関する研修会を、全職員を対象に年2回以上実施する。
- (2) 院内感染対策チームは、院内感染状況を踏まえた上で、適宜、感染対策部会及びリンクナースに対し、研修活動及び研修内容の提言を行う。
- (3) リンクナースは、看護部門における研修活動の企画立案を行い、院内感染対策に関する教育と実習を行う。

8 院内感染対策指針の閲覧に関する基本方針

- (1) 本方針は、病院長、感染対策部会等を通じて、全職員に周知徹底する。
- (2) 本指針は、向陽ヶ丘病院ホームページに掲載するとともに、患者さま及び御家族等から閲覧の求めがあった場合は、これに応じるものとする。
- (3) 感染対策部会は、本指針の見直しが必要と認めるときは、議事として取り上げ、検討するものとする。
- (4) 本指針の改正は、感染対策部会の決定により行う。